

金銭消費貸借契約条項

私は、表記のとおり、三井住友海上火災保険株式会社(以下「貴社」といいます)から金銭を借り受けるために、貴社との間借金消費貸借契約を下記内容で締結します。

なお、本契約は、貴社が借入金額(借入申込額記載の金額)を修正した場合はその修正した金額)から収入印紙代金および貴社所定の事務手数料等の必要額を控除した金額を、借入金受取および返済口座あてに送金した時に成立するものとします。

第1条(返済方法)

1. 返済方法は貴社の定める元金均等返済とし、月例返済分については各月、賞与返済分については各回、それぞれ均等となることを承諾します。ただし、最終返済額は端数調整のため毎回の返済額と異なる場合があることを承諾します。

2. 利息の計算は月利によるものとし、各返済日に私にたいしてなることを承諾します。なお、借入日から最初の返済日までの日数が1か月を超過しない場合、または1か月を超え、端数が生じる場合には、それによる利息はそれぞれ第1回返済日に貴社から請求することを承諾します。この場合の計算方法は1か月を30日とする日割計算となることを承諾します。

3. 私は、貴社が、返済金の集金事務一切を、貴社の定める収納代行会社等に委託することに異議のないものとします。よって貴社に対する返済金には、別に定める預金口座振替依頼履歴(ゆうちょ銀行の場合は自動引込み指定)に基づき、表記記載日(金融機関休業日の場合は翌営業日)に収納代行会社等を通じて貴社あてに返済します。また、貴社が収納代行会社等を変更する場合は、その手続きに応じること承諾します。

4. 返済した元金に對する貴社から私への領収書の発行は不要とします。

第2条(利率・損害金)

1. 利率については金融情勢の変化その他私との相違がある場合には、一般に行われる程度のものに変更されることに同意します。

2. 本契約による債務を履行しなかった場合には、返済すべき元金に對し年14%の割合の損害金を支払います。この場合の計算方法は1年を365日とする日割計算とします。

第3条(繰上返済)

1. 私の都合により第1条(返済方法)に定める方法によらないで期限の利益を放棄して元金の全部を返済しようとする時は、あらかじめ貴社の承諾を必ず受けます。その返済は貴社が指定する日に行うものとします。

2. 前項の場合、私は貴社が請求した場合は貴社所定の手数料を加算して支払います。

第4条(期限の利益の喪失)

1. 私が下記各号のいずれかに該当する場合には、貴社からの通知・催告がなくても当然に期限の利益を失い、直ちに返済義務を返済します。

(1) 手形交換所において取引停止処分を受けた場合。
(2) 第三者から私の財産に対し、差押・仮差押・仮処分・強制執行もしくは公租公課の滞納による差押・競売・申立てを受けた場合。
(3) 破産・民事再生手続開始等の申し立てをなし、またはこの申し立てを受けた場合。

(4) 住所変更の届出を怠るなど私の責めに帰すべき事由によって、貴社に私の所在が不明となった場合。
2. 次の各号の返済には、貴社からの請求により私は期限の利益を失い、直ちに返済義務を返済します。

(1) 返済金の支払いを1回でも遅滞した場合。
(2) 私が死亡した場合。
(3) 私が著しくその信用を失墜するようなる場合。
(4) 私が本契約証書およびこれに付随する書類(以下「証書類等」といいます)に事実と相違する事項を記載し、または偽造・変造・盗用して、貴社から借入れを受けたことが判明した場合。

(5) 前各号のほか、私が本契約の条項のいずれかに違反した場合。
(6) その他貴社が債権保全のため必要と認められた場合。

3. 私が期限の利益を喪失した場合、私が私の勤務先等より支払いを受ける給与・手当および退職金等を本契約に基づく債務の返済金として貴社に対し優先返済されても異議はありません。

第5条(保険契約に基づき返還される返戻金、保険料などとの相殺)

1. 私と貴社との保険契約に係る保険金および保険契約に関して適用される約款に基づき貴社の私に対する返戻金(満期返戻金、中途返戻金、無効・解約・解除の場合の返戻金のいずれをも含みます。)債務、配当金(契約者配当金・据置払配当金のいずれをも含みます。)債務ならびに返還されるべき保険料債務(以下これらを含わせて返戻金・配当金・保険料返還債務等)とします。について、貴社が以下の規定によって私の本契約による債務と相殺することに対して、私は異議なく承諾します。

(1) 約款の定めにかかわらず、私が本契約の債務について期限の利益を失った場合には、私は貴社との間で締結した保険契約は、貴社の任意の選択に従い、本契約の債務の期限の利益の喪失日をもって解約とし、私が生じる貴社の返戻金・配当金・保険料返還債務等と私の本契約の債務とを相殺することができるものとします。
(2) 相殺を行う場合は、債権・債務の利息・損害金等の計算期間は、相殺の実行日までとします。

2. 前項の相殺について取得いは、私が将来貴社と契約する保険契約についても、私の本契約による債務が残存する限り同様とします。

第6条(返済金の充当)

私は、貴社に支払う金額について、本契約の債務の返済に充当する順序方法を貴社に一任します。

第7条(反社会的勢力の排除)

1. 私および連帯保証人は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過した者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロまたは特殊犯罪集力集団等、その他これらに準ずる者(以下これを「暴力団員等」といいます)に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを締約します。

(1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
(2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
(3) 自己、自らもしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用してると認められる関係を有すること。

(4) 暴力団員等と對して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
(5) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に分離されるべき関係を有すること。

2. 私および連帯保証人は、自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれにも該当する行為を行わないことを締約します。

(1) 暴力的な要求を行うこと。
(2) 法的な責任を超えた不当な要求を行うこと。
(3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。
(4) 風説を流布し、偽計を用い、または威力を用いて貴社の信用を毀損し、または貴社の業務を妨害する行為。

(5) その他各号に準ずる行為。
3. 私および連帯保証人が、暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定に基づき表明・約款に関して虚偽の申告をしたことが判明し、私の取引を継続することが不適切である場合には、私は貴社からの請求がおり次第、貴社に対する本契約に基づくいっさいの債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁済します。

4. 前項の規定の適用により、または連帯保証人に損害が生じた場合にも、貴社にならぬ請求をしません。また、貴社に損害が生じた場合は、私または連帯保証人がその責任を負います。

第8条(代)証書類等の差入)

事変・災害等やむを得ない事情によって証書その他の書類が紛失・滅失または毀損した場合には、私は貴社の請求によって遅滞なく代り証書等を差し入れます。

第9条(通知義務)

1. 私は、次の場合には直ちに書面に貴社に通知し、貴社の指示に従うもの

とします。また、私自身が通知できない状態であった場合には、相続人・成年後見人・任意後見人等が代わり通知するように、あらかじめ伝えておきます。

(1) 私の住所・氏名・連絡先・勤務先・職業等の変更があった場合。
(2) 私が補助・保佐・後見開始の審判を受けた場合、または任意後見監督人の選任がなされた場合。(取消しまたは変更があった場合も含む。)
(3) 私が死亡した場合。
(4) 私の財産・職業・地位・経営・業況等に重大な変動が生じ、また生じるおそれがある場合。

2. 私が前項の通知または届出を怠った場合、あらかじめ届出の住所あてに発送された保証書の通知および催告書が延滞し、または到着しなかった場合には、到着すべし時に私に到着したもののみならずとも異議はありません。

第10条(費用の負担)

1. 本契約書類の作成、その他本契約において貴社が権利行使するために必要な費用は全て私が負担します。
2. 私は、本契約証書に貼付すべし収入印紙代金および本契約締結にかかる貴社所定の事務手数料を負担し、貴社がこれらの費用を借入金から控除することに同意します。

第11条(報告および調査)

1. 貴社は、債権保全上必要と認められた場合は請求によって、私の信用状態につき直ちに報告を受け、また調査に必要な便宜を受けることに同意します。
2. 私は、私の信用状態について重大な変化を生じるおそれのある場合は、第12条からの請求がなくても遅滞なく報告します。

第12条(公正証書の作成)

私は、貴社が請求した場合は、直ちに本契約による債務を承認ならびに強制執行の読取文書のある公正証書に私の費用で作成します。また、貴社が私に代わって作成することを承諾します。

第13条(債権の譲渡・移付)

私は、貴社が将来本契約に基づく貸付債権の全部または一部を他に譲渡することをおあらかじめ承諾します。

第14条(免責条項)

私は、貴社が証書類等記載事項を私の提出した本人確認書類と照合し、相違ないと認め取付いた場合は、証書類等について偽造・変造・盗用・その他いかなる事故があっても、これによって生じた損害は私の負担として証書類等の記載文言に従って責任を負います。

第15条(管轄裁判所)

私は、本契約に基づく権利義務に関して訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所を管轄裁判所とすることに同意します。

第16条(契約書の返還)

本契約に関して作成された書類一切は、本債務の完済後3か月以内に私から返還請求するものとします。請求なき場合には貴社において処分されても異議はありません。

第17条(個人情報の収集・保有・利用・提供等)

私は、後記の個人情報の収集・保有・利用・提供に関する同意事項に同意します。

第18条(変更)

1. 私は、貴社が以下の場合に、金銭消費貸借契約条項を、民法第548条4の規定に基づいて変更することができることに同意します。
(1) 金銭消費貸借契約条項の変更が、申込人の一般の利益に適合する場合。
(2) 金銭消費貸借契約条項の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容のその変更に係る事情に照らして合理的なものである場合。

2. 私は、貴社が前項による金銭消費貸借契約条項の変更を行う場合に、変更後の条項の効力発生日より前の相当期間までに、金銭消費貸借契約条項を変更する旨および変更後の内容と全の効力発生日を貴社の後記記載のホームページに掲載し、またはその他の方法で周知することに同意します。

(ホームページアドレス) <https://www.ms-ins.com>